

和解をすることについて

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

平成二十五年五月二十二日に岐阜県立郡上特別支援学校の職員が自死したことに関し、平成三十年二月二十一日、当該職員の両親から岐阜簡易裁判所に申し立てられた損害賠償請求調停事件について、県は、当該職員の両親を相手方として、次の条項により和解をするものとする。

- 一 県は、申立人ら（当該職員の両親）に対し、本件和解金として、金八千二百万五千二百六十二円の支払義務があることを認める。
- 二 県は、申立人らに対し、前項記載の金員を、平成三十年十一月三十日限り、申立人らの指定する口座に振り込む方法によりこれを支払う。この振込手数料は、県の負担とする。
- 三 県は、県教育委員会において、郡上特別支援学校講師自死事案を風化させることのないよう、国と同じく毎年十一月を「過労死等防止啓発月間」と定め、当該事案を題材とした全教職員を対象とする職場研修や啓発活動を重点的に行う。
- 四 県は、県立学校において、毎年五月に「郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書」を踏まえた職場研修や、職場環境を良好にするための教職員間での意見交換を実施する。
- 五 県は、申立人らに対し、県教育委員会において、「教職員の働き方改革プラン二〇一八」の各項目の実施をはじめとする教職員の労務管理を着実に実行することを約する。
- 六 県は、前項の「教職員の働き方改革プラン二〇一八」の実行状況について、申立人らから照会があった際には、誠意をもって回答する。
- 七 申立人らと県は、申立人らと県との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほかには、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 八 調停費用は、各自の負担とする。